

## 【研究ノート】

### 「ファシズム論」と戦時厚生政策の交点

——研究の枠ぐみへの試論——

小 倉 裏 二

「ファシズム」という言葉は、イタリア語で  
「結束」を意味するファッショ (fascio) から派生した。――

I

戦後福祉という表現については、たしかにその内実を追求していくと不安定なところがある。それぞれの福祉領域についてこの戦後福祉の考え方を適用した場合にも不確実さが残る。それでも

戦後福祉といふ表現、考え方をキイ・ワードとして扱いたいと思う。いま、自分史への関心が高いが、私自身の戦後福祉へのこだわりは自分史として福祉の主題を辿る視点と関係がある。いま、社会福祉改革論の新しい波についての提言が多い。政治家のコトバにかさねてみると、「戦後福祉の総決算」ともなりか

ねない事態であつて重大な岐路であり私のような戦後福祉にこだわるものにとっては一つの危機として実感される状況である。

戦前との識別のなかに戦後福祉の推移があり、とくにその出発点としての占領行政下の民主化—福祉の編成の研究は重要であつてすでに資料研究をはじめとして解明がはじまっている。私の場合は、さらに戦前、とくに戦時厚生政策—事業の段階と戦後福祉への断絶と脈絡について関心がある。江崎淳のいうヒストリカル・デイスクエーションとその現実にかさねあわせた自分史の視点からの問いになるのかも知れない。

戦時厚生政策—(事業)についての研究は日本社会事業史研究

「ファシズム論」と戦時厚生政策の交点

## 「ファシズム論」と戦時厚生政策の交点

のなかに位置づけられる。とくに、近—現代史の一分野として扱われる。しかし通史のなかで言及されることはあっても戦時厚生事業そのものを集中して研究した論稿・資料は決して多くはない。吉田久一氏の『昭和社会事業史』(一九七一年・ミネルヴァ書房)、同、『現代社会事業史研究』(一九七九年・勁草書房)が通史として戦時厚生事業研究の定本ともいべき研究成果であった。さらに池田敬正氏の『日本社会福祉史』(一九八六年・法律文化社)は通史としての扱いのなかで、とくに戦時厚生事業の解明に一つの重点——アクセントをおいた労作である。私の場合は、先学の教示のなかで『戦時下抵抗の研究II』(同志社大学人文科学研究所編・一九六七年・みすず書房)の共同執筆論文として「キリスト教社会事業の論理——厚生事業体制と『抵抗』の問題」および『戦時厚生事業の論理——ファシズム化と社会事業の変質』(同志社大学・「評論社会科学」・一九七一年・創刊号所収)の二篇の論稿を発表した。吉田久一・一番ヶ瀬康子氏による『昭和社会事業史への証言』も一部戦時厚生事業の“現場”に立合った関係者の考え方、役割についての一つの例証であった。しかし、なぜ、戦時厚生事業についての研究が困難なのか、関心をもつ研究者が少数なのが怠られていることに理由がある。たとえば過去を葬ること、そして葬り去ることを拒んだときには「戦争責任」が問われてくる。戦時厚生政策を検証していくと戦前—戦中—戦後にわたる“罪

責”的主題が否応なしに浮上してくる。福祉領域でのこの追求はきわめてあいまいで戦時総括のふたしかなまゝに戦後福祉へと占領期を経過してすべりこんでいった経過がある。“論争”的なたででも戦時—戦後の「脈絡」についての論証が「戦争責任」への問い合わせをふくめて展開されていたならばこの戦時厚生事業研究もさらに多くの研究者、現場の関心を触発したに違いないのである。時期と機会を失したことになり、こうした扱いへの回帰はもはやきわめて困難である。しかし、危機的な戦後福祉の総決算の段階にあって、あたらしい問題意識と検証の方法によってあらためて戦時厚生事業とは私たちにとって何であったか、その戦後福祉へと展開する契機、脈絡をどのように受けとめ、了解すべきなのか、この必然性についてこれらの主題を先学の考究の成果に依拠しながら私なりの試論、ノートを提示しておきたい。

### II

池田敬正氏の大著『日本社会福祉史』のなかで戦時厚生事業関連の部分は「V 社会事業の変質——日本ファシズムと厚生事業」——となっている。第一節は、大恐慌と社会保障、第二節、社会事業思想の転回、第三節、大恐慌下の社会行政、第四節、戦時下の厚生事業の構成となっている。時代区分としては、吉田久一氏の日本中戦争、太平洋戦争と戦時厚生事業(『現代社会事業研究』)とほほみあうことになる。池田氏の「戦争下の厚生事業」の記述のなかで「元來、戦争は社会政策を後退せしめるのが常道であるが、

以上にのべてきたように日本の社会保険制度は戦争下で飛躍的な発展を示した。それは戦争がこれを必要としたからであって、必ずしも労働者自身の生活保障が要望されたからではなかった」と評価されている。(同書、七八三頁)この評価は近藤文二氏の『社会保障』よりの引用である。池田氏はしたがつてこの日本の「戦時社会保険制度」の第一の特色は、労働組合法や最低賃金法も存在しない社会に設定された民主主義と共に存できない制度であり、内容的にきわめて不十分であるだけなく労働保険や失業保険がない欠陥のある制度でもある。第二に結果的には労働者などの生活保障に役立つことがあるとしても、直接的に健民健兵政策およびイノフレ抑制や産業資金調達といった財政政策などの戦時国防政策の一環として設立された制度であった。：の集約がなされている。「戦時社会保険制度」という概念への疑問、ないものねだりからの批判論などがあるとしてもこの短い分析のなかに重大な戦後福祉―社会保障の形成への脈絡がある。日本の社会保険制度はたしかに戦時下に飛躍的な発展をした。そして、戦時下に成立した社会保険諸制度は改正をかさねて現代の社会保障の主軸を構成している。(国民健康保険法、厚生年金保険法、船員保険法など)。

同時に私の関心の一つは一九三八年の「厚生省の成立」である。戦時厚生政策―事業論には「コアート周辺」の領域設定がある。吉田久一氏の項目によれば、戦時生活と厚生事業問題―保険・医療・児童愛護・要保護施設、非行、決戦下の国民生活と統く。戦時国民生活の組織としては階級組織、戦時生活指導と方面委員など、「戦時厚生事業」の項としては、人口政策、健民政策と国民医療、児童愛護政策、生産力増強と厚生援護、厚生行政の推移となつていて、次いで救貧制度と社会事業の項として、法制関連としては救護法と母子保護法、社会事業法

「ファシズム論」と戦時厚生政策の交点

時厚生事業―戦後福祉―断絶―否定からの出発、一方では継続―脈絡を辿つてみるとさきの戦時下社会保険立法・厚生省の成立―連結してくる。やゝ短絡的にいうと戦時厚生政策―事業の展開をヌキにしては戦後福祉は語れないのではないか、戦時理念に代替して戦後(民主化)福祉理念にすぐ替えて、とくに厚生行政は否応なしに戦後の福祉形成に基本的な対応する外なかつた。戦後の占領行政―軍政と連結する。ともかくもナショナルな行政システムは厚生省、その行政機能に大きく依拠することになった。それを受けて自治体の福祉行政機能が動きはじめたのではないか。「生活困難者緊急生活援助要綱」(一九四五、十二月)、→旧生活保護法(一九四六年)→生活保護法(一九五〇年)の制定の厚生省サイドの「人と組織の動向」にもこのことは証明されている。「官僚は死なず」(むの・たけじ)、戦時厚生官僚制と不死鳥のようを持続する戦後厚生官僚システムとの対応も脈絡の重要なテーマであり、官僚論もファシズム論の対応項目であった。

吉田久一氏の項目によれば、戦時生活と厚生事業問題―保険・医療・児童愛護・要保護施設、非行、決戦下の国民生活と統く。戦時国民生活の組織としては階級組織、戦時生活指導と方面委員など、「戦時厚生事業」の項としては、人口政策、健民政策と国民医療、児童愛護政策、生産力増強と厚生援護、厚生行政の推移となつていて、次いで救貧制度と社会事業の項として、法制関連としては救護法と母子保護法、社会事業法

## 「ファシズム論」と戦時厚生政策の交点

は、司法、少年保護、融和政策、軍事援護、軍事扶助法などの類別となつてゐる。(『現代社会事業史研究』参照)、さきの同氏の『昭和社会事業史』の第五章以下、戦時下の国民生活と厚生事業対策にはじまる分析についても終段に戦時厚生事業の思想と理論の項をおいて両書ともほぼ似通つた構成と解説になつてゐる。池田敬正氏の場合には先述したように主題別にたとえば戦時下における「社会事業の公営化の前進」とか、「ファシズムと社会保険」「社会事業立法の新動向」といったアプローチであるが、大体において吉田久一氏の論証の展開に共通したものがある。

私の主題からいいうとこれらの著作によつて戦時厚生事業の対応した状況と制度・法制の役割、施設・給付、行政の実態についての理解はできるがなにか基本的に欠落している論証がある。それは私の疑問でもあり日本社会事業史研究とくに近代一現代の史的過程の研究とその方法についての自問自答でもあつた。たとえば、吉田久一氏には、社会事業史の研究方法について、『構想と諸科学の援助』についての指摘がある。研究の相対的独立性と諸科学の援助、たんに既成科学の応用としてではないことを強調する。このことは妥当としても、その諸科学の援助についての論証の内実において有効に、主体的に援用されているか否かについてはその見極めはきわめて困難である。吉田久一氏が指摘されるように「社会事業史には総合的認識が必要である」(前掲書、七頁)という場合、なにを史的に論証するかによってよほどきびしく援助—援用の科学領域を主体的に選択する必要がある。いさき

かモザイク的な“総合的認識”に欠けるとしてもさらに主体的に活用—援助をもとめるべき科学的研究の領域があるにちがいない。私が先學の論述に感じる欠落、自問自答のレベルもこの点にかかるものである。「戦時厚生事業論」の平板、羅列的分析を脱却するためにはどのような総合的なパラダイムを提示すべきなのか。私自身も摸索の段階であつてへ方法論▽とまでは集約できず仮説—試論のたぐいとして提示しておきたい。それは、「ファシズム論」とくに「日本ファシズム論」の論証と戦時厚生政策の構成をいちど徹底してつきあわせてみる試みである。戦時厚生政策はわが国のファシズムの“産物”であった。日本ファシズムは戦時厚生政策の前提である。その体制下にさまざまの展開と対応、政策の推轉があつた。このレベルに終始しているかぎり戦時厚生事業が私たちにとって何であつたか、いま、ありつけ、私たちの現実からなぜ聞くべきなのかの手がかりはみいだせないであろう。その自閉されがちな史的研究にとってファシズム論に内在し、依拠して、あるいは援助をもとめて戦時厚生政策の歴史像の解明にむかって一步をすすめたいと考える。

### III

私はこの場合、「ファシズム論」に学ぶという方法で戦時厚生政策の構成に迫る外ないと考へてゐる。こうした問題意識でファシズム論を読むのは試行ともいふべきで多くの戸惑いがあつた。R・デ・フェリーチエ『ファシズム論』(藤沢・本川訳・平凡社)

選書・一九七三年)、あるいは山口定氏の『ファシズム』(有斐閣選書・一九七九年)は比較研究という点もふくめてファシズム研究の現況を知るうえでテキストとしてもすぐれたものであった。ファンズム研究の「たたき台」として提起したものといわれ、それなりに研究の混迷や多様な分析視角が整理されている。この全容との関連でとくに局限された戦時厚生政策との対応を観ることはどうてい不可能な作業になる。ここでは、試論のために日本現代史研究会編『日本ファシズム(1)国家と社会』(一九八一年・大月書店)、河原宏、浅沼和典、浜口勝彦外共著『日本のファンズム』(有斐閣選書・一九七九年)と『ファンズム』(『現代のニスカリ・河原宏編・解説 No. 185 一九八一年・至文堂)に私の論説などを資料として援用することにした。私としては予感があったがこれらの刊行物にはすくなくとも戦時厚生事業についての記述は皆無に近い、たとえば、はじめの二著作については人物、事項の索引が付せられているがすべて戦時厚生政策どころか「厚生省」という項目も登載されていない。その他 安部博純著の『日本ファシズム研究序説』(未来社・一九七五年)、あるいは、日本ファシズム前期における農村を中心とする民衆運動についての精緻な研究として知られる安田常雄『日本ファシズムと民衆運動』(れんが書房新社・一九七九年)、泰郁彦『軍ファシズム運動史』(一九六二・原書房)などを調べてもついに戦時厚生事業あるいはその直接関連の記述はみいだすことはできなかつた。このあたりにファンズム研究者にとっては私たちが主題とするこの分野は

## 「ファンズム論」と戦時厚生政策の交点

日本ファシズム論の構築にとって無縁とはいわないまでもすくなくとも重視を要する領域として扱われていないことを再確認した。私は、ファンズム研究の基本本から戦時厚生政策が疎外されてしまうでいいとは考えない。日本ファンズムの構造とともに戦時下国民の生活営為にとつて戦時厚生事業は深いかかわりを持ち、戦時国家の政策決定のメカニズム、あるいは國家権力による「社会」の編成化の在り方に大きい位置と分枝としての機能を担つたからである。この点は、さきの吉田久一、池田敏正氏の戦時厚生事業との関連領域について列挙された諸項目をみてもあきらかである。むしろ、これだけの容量と内実をもつたものが日本ファンズム論のなかで独立項目として扱われてこなかつたり、みすごされてきたことに逆説的に重大な課題が潜んでいるようである。たとえば一つのエピソード(祕話)のたぐいがある。沼佐隆次氏は「厚生省」(一九三八年一月十一日設置)後に「厚生行政の知識」という副題をもつ『厚生省読本』(一九三八年・政治知識社)に「厚生省の生みの親は陸軍である。厚生省を生みだすのに一番骨を折り母體の苦を體得したのは陸軍省の医務局であった」と冒頭に記している。日本ファンズム論には軍ファンズム論の主張がある。とくにナチズムとの対比のなかで軍とファンズムの関連を重視する。右翼運動、五・一五、二・二六事件、白色テロ、憲兵政治、皇軍論等の展開のなかに日本ファンズムの一つの特性を規定する考え方である。戦力増強、人的資源論、健民健兵への臨戦体制下での政策誘導のなかで近衛新体制への協力の代償として設置

## 「ファンズム論」と戦時厚生政策の交点

された新省「厚生省」は沼佐隆次の言のごとく生みの苦しみを抱つたのは陸軍ということになる。日本ファシズム—その急進的推進にあたった軍ファシズムを考察するときに軍—戦時要請—国家体系(State System)＝政府、行政部、軍部、警察、司法部、地方政府、議会的会議体など、—政治体系(Political System)の一環として沼佐隆次の指摘のごとく「厚生省」の設置を推進した。

厚生省は「大臣官房の他に他に国民の体力向上の積極的企画運営を目的とする體力局、国民の保健衛生を主管する衛生局、民族優生の方面を受持つ予防局、社会政策の積極化を目的とする社会局、労働政策の大元締たる労働局の五局と當時、非常時を通じ労務の需給調節を行っている職業部、軍事扶助事業を管掌する臨時軍事援護部の二部からなつていて、この他に保険政策を監拠する保険院と傷痍軍人の保護対策を講ずる傷兵保護院の二大外局からなつていて」(沼佐・前掲書・一七頁)、實に巨大なシステム—行政機構であつてその所管はファシズム下の民衆の生存の根拠にかかわる事項に集中している。その関連として大政翼賛会、産業報国会、言論報国会、企画院、大東亜省、…思いつくまゝに日本ファシズム下のシステムをあげてみて「ファンズム論」では必ずこれらの項目についての分析が展開されている。前掲『日本のファシズム』(河原宏他著・参照)。

「戦時厚生政策論」を日本ファシズム研究の重要な項目として扱うこと、その位置づけについては今後の検証を要するがこの構成—行政分担の範囲と機能をみても日本ファシズム論にとって積

極的な分析対象項目としてとりあげる必要がある。安部博純氏は『日本ファシズム(1)』所収の「日本ファシズム体制論」において「ファシズムは、國家権力が市民の日常生活(衣食住から内面生活—精神生活に至るまで)に介入することによって、政治社会と市民社会、統治機構としての國家との深刻な分裂を克服し、両者を幻想的、擬似的に統一しようとする体制である」と規定している(同書一六頁)。仮りにこの「ファンズム体制」(この用語については広狭の二義があり混同もある)＝廣義には国家形態(国家体制)よりもささらに包括的な概念＝政治体制・支配体制という使用法、支配体制とは「一定の社会の上部構造のうち国家機構とイデオロギーの諸装置の總体とする定義」(本坂順一郎「日本ファシズム国家論」(『体系日本現代史(3)』日本評論社・一九七八一八年所収・参照))狭義においては「体制」は国家形態の構成モメンツとしての政治レジームに相当する(安部前掲論文・一五頁参照)といふ。広狭いづれにしてもファンズム体制においてこの「厚生省の成立」とその展開はファンズム論においての位相は基本的カテゴリに近いものであり現実的なシステムとして扱うべきではなかろうか。この空白はファンズム論と戦時厚生政策論の交点として充填されなくてはならない。厚生省の成立は一つの例証にすぎないのであって、既に解明の対象項目となつてゐる構造、機構についても戦時厚生政策との相關を「ファンズム論」とのつきあわせ、援用によって論証する必要がある。

ここで「戦時厚生政策」という用語を「戦時厚生事業」と等置して使用してきたが、この二つの用語の識別もこの研究ノートの仮説であつて政策は事業を内包するという程度の使用法である。戦時厚生政策はファシズム論とこの主題の交点をもとめるために私が仮に提示した概念であつてキイ・ワードのつもりである。とりあえずあまり試みのなかたファシズム論のなかに積極的にこの領域を設定する場合には戦時厚生事業よりも、さきの政治体系(Political System)に親近する概念として「戦時厚生政策」という考え方 枠ぐみを提示したままである。

戦時厚生政策の展開についての時期区分としては、丸山真男氏のいう第三期「日本ファシズムの完成時代」が焦点となる。この区分は、ファシズム化と社会事業の変質の歴史過程、準備期(大正八・九年～満州事変)→成熟期(昭和六年、満州事変→昭和十一年の二・二六事件)に次ぐ敗戦に至る一段階である。さきの厚生省の成立までのこの期に属する。ファシズム論としては丸山真男氏の「日本ファシズムの思想と行動」あるいは、山口定氏によつてわが国のファシズム研究の共有財産として定着したといわれる△下からのファシズム▽と△上からのファシズム▽という比較基準の問題——丸山真男・「ファシズムの諸問題——その政治的動力学についての考察」(増補版『現代政治の思想と行動』・一九八五年・未来社・所収)などの論証も戦時厚生政策の諸問題に新しい解明

「ファシズム論」と戦時厚生政策の交点

の途をしめすものといえよう。とくに同書の「日本ファシズムの思想と運動」の5—その社会的担い手における特質——「軍部官僚がファシズムの推進力であったのはいうまでもないことです、ここではそういうせまい意味ではなく、もつと広い国民的な面でいかなる社会層がファシズムの進展に積極的に共感を示したかといふ問題」(同書六三一頁—七〇一頁)担い手としての中間層論——その立入った類型分析、階層論としては戦時厚生政策の「対象論」「地域組織論」「地域ーボス、小ボス、小指導者層」の在り方、行動と役割の解明にとってもつとも有効な論証の枠ぐみと考えられる。大政翼賛会→壯年部→方面委員→銃後地域システム→隣組→戦時厚生政策の最末端の隣組単位(この点については鶴見俊輔著『戦時期日本精神史』(一九三一—一九四五年)・岩波書店・一九八二年所収「戦時下の国民生活」・一七一—一七二頁の指摘参照)これら一れんの系統システムを介しての支配と下達、「厚生官僚」とこれら中間層の共同行為の状況があきらかになつてくる。

『戦中用語集』(三国一朗・岩波新書・一九八五年)は私にとってはこの戦時厚生政策とファシズム論の交点を考えるうえでの触発を与えてくれた文献である。「戦中」というあの時代のことば、死語になりかかっていることは、せめて若い人たちの知らない基礎的なキーワードでもと考えたが…、と三国氏はいう。この八十余のワードのなかの3—大東亜共栄圏—「詐術としての戦中用語」のなかに、新体制、国民精神総動員、翼賛、隣組、物

## 「ファシズム論」と戦時厚生政策の交点

資動員、少国民、欲しがりません勝つまでは、そして英靈、玉碎とぞいへる。」いでもついた、厚生省も入つていなかつた。しかし、いにひろつたものは、すべて私のいう戦時厚生政策に親縁性のある用語—戦中用語である。三國一朗氏が世代として共有する「少国民」、「疎開」、「学徒出陣」も私にとつても歴史の一コマであつた。

三國氏にならつて、この研究ノートのための用語を一つのキーとして入れるならばそれは△統制△といふコトベである。

△の△統制△の用語は、たとえば「統制法規」という使用法がある。「統制法規全集上・下」(末川博編・有斐閣・一九四五年)は戦時法叢書のシリーズの一冊として発刊された。その凡例にブレ・ファシズム段階の一九三一年頃からの法令上での使用例がしめされている。統制法規として戦争目的・国防目的に即応して明瞭、一元化されたのは一九三七年の段階であるところ。

△の△統制△としての「統制」は△の法規概念△とも関連するがファシズム論とともに戦時厚生政策の検証にあたつてより広範な原理性、あるいは思想の用語として扱うことを前提としている。

「統制」の思想は戦時厚生政策と日本ファシズムの体制における脈絡を構成するためのバラエティではなかつたか。統制法規の一般法規として「國家総動員法」・「戦時行政特例法」、「厚生省関係許可認可等戦時特例」などの法規がしめされていて戦時厚生政策としての国民生活統制を強行したことにも例証がある。この

ような法規上の「統制」とともに戦時厚生政策の有効性を確保する思想としての「統制」の動向が重要である。息苦しく、追いつめられた脅えの状況が戦時下の生活を支配した。その意味では「統制」は当時の生活思想のテーマでもあつた。研究ノートとしてこれからはこれらの「統制」、その意味するものを探求して戦時厚生政策総体の構成の解明をすすめたいと考えていふ。

(1986.12.20)